

桜咲く季節 に向けて...

まもなく権現堂堤に桜の季節がやってきます。

それにあわせ、幸手市観光協会では、さくら親善大使、および、桜まつり開催期間中に観光物産品を販売する市内業者などの募集をします。

さくら親善大使募集

応募資格 18歳以上で、幸手が好きな人(男女不問)

また、1年間、市、観光協会の事業に協力できる人

※現在、ほかの団体の親善大使などを務めている人は応募できません。また、さくら親善大使の任期期間中は、他団体の親善大使の応募や兼任はできません。

募集人数 3人

※募集人数を超えた場合、書類選考および面接を行います。書類選考を通過したみなさんには、3月6日(金)または9日(月)に電話でご連絡します。

※二次選考は3月15日(日)に実施します。

応募方法 申込書(書式自由)に氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先(学校名)・応募の動機・趣味/特技・自己PRを記入し、指定写真を添付のうえ、市観光協会事務局(〒340-0193 幸手市東4-6-8)へ

※幸手市観光協会ホームページ(<http://www.sate-city.com>)または、幸手市ホームページ(<http://www.city.sate.lg.jp>)から必要事項を記入できる応募用紙をダウンロードすることが出来ます。

指定写真 カラープリントのサービサイズズ(L版)

※1人で写っているもので、全身・上半身各1枚(最近3か月以内に撮影したもので、裏面に氏名をご記入ください。)

※申込書・写真は返却いたしません。

締切り 3月6日(金)必着

表彰・賞品 10万円の賞金または商品券・旅行券など

主な活動内容 桜まつりキヤンペーン、交通安全運動街頭広報、幸手市PR活動など

問合せ 幸手市観光協会事務局(産業振興課内) ☎(43) 1111 内線538・FAX(43) 1123

桜まつり出店者募集

桜まつり開催期間に、権現堂桜堤特設テントにおいて市の観光物産品を販売する市内業者を募集します。

出店期間 3月26日(木)～4月9日(木)午前9時～午後4時

対象 幸手市観光協会会員

出店料 5000円

販売品目 幸手桜まつり物産出品基準に定めるもの

販売品目数 1店舗につき10品目以内

※物産品は桜まつり実行委員会と協議のうえ決定します。

募集店舗 20店舗

申込み 出店申込書(産業振興課で配布)に記入し、2月25日(水)までに、観光協会事務局(産業振興課内)に提出してください

※新規の販売品目については部会にて審査いたしますので、販売品目をご持参ください。

問合せ 幸手市観光協会事務局(産業振興課内) ☎(43) 1111 内線537・FAX(43) 1123



▲平成20年
さくら親善大使のみなさん

桜まつり期間中、管理棟などで勤務できるパート職員を募集します。
詳細については本紙19ページをご覧ください。

野外焼却の禁止について



健康と生活環境のために野外焼却は禁止されています。

野外焼却は、有害なダイオキシンの発生源です。

以前までご家庭や事業所などで使用されていた、基準に適合しない小型焼却炉は使用禁止です。また、庭先などでごみの焼却や、ドラム缶などでの焼却もできません。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226

▼ごみの焼却Q & A

Q1 野外焼却によりどのような有害物質が発生しますか？

A ビニール袋や食品トレイなど、プラスチック類の焼却をするとダイオキシン類などの有害物質が大量に発生してしまいます。

Q2 紙を燃やしてもダイオキシン類などの有害物質が発生しますか？

A 紙を燃やしても、少量ですが、ダイオキシン類などの有害物質が発生します。

Q3 庭の落ち葉や枝を燃やしても大丈夫ですか？

A 落ち葉や枯れ枝などの焼却は違反ではありませんが、近所の迷惑にもなりますので、なるべく燃えるごみとして出してください。

Q4 農家の稲わらなどの焼却はできますか？

A 病虫害の駆除のため稲わらを焼却することは、違反ではありません。しかし、近所の迷惑にもなりますので、風向きなどを考慮して下さい。また、農業用廃プラスチックなどは、産業廃棄物に該当するため、野外での焼却はできません。

Q5 伝統的行事で燃やすのは大丈夫ですか？

A お祭り、どんと焼き、お焚き上げなどは大丈夫ですが、近隣に十分配慮してください。

▼11号区域とは
市街化調整区域内の既存の集落において、農振農用地や甲種・一種農地などを除き、一定の道路や排水路が存在する区域について、市長が指定をした区域です。

○立地可能な建築物／原則として第二種低層住居専用地域に建築できる建築物。

○最低敷地面積／原則として一区画300㎡以上。

◇説明会開催日

2月28日(土)

①午前10時～11時30分

西公民館大会議室

②午後2時～3時30分

ウエルス幸手研修室

○立地可能な建築物／区域区分日の前から自己またはその親族が所有する土地に建築する自己居住用の専用住宅、日用品の販売を行う小規模な店舗など。

○最低敷地面積／原則として一区画300㎡以上。

問合せ 建築指導課開発指導担当 ☎(43)11111
内線574・575

▼11号区域外となった敷地の取り扱い

11号区域は、市条例第5条第1項第2号ア(以下、「既存集落」という。)の区域に含まれています。そこで、11号区域外となった場合でも、これまでどおり既存集落の区域には入っています。

都市計画法第34条第11号の区域指定制度は、平成15年6月の運用開始から約5年が経過しました。この間、道路や排水などの都市基盤が脆弱なままでの開発進行や地域コミュニティづくりが困難になるなどの問題も指摘されています。このような状況から埼玉県「指定運用方針」が改正されました。このため、市では、指定されている11号区域について、改正された「指定運用方針」に従って、区域の見直しを実施します。そのためつぎのとおり区域の見直しの説明会を開催します。

都市計画法第34条第11号区域の見直し